

京都市告示第 4 号

平成20年6月26日京都市告示第174号（電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等の種類）の一部を次のように改めます。

平成31年4月1日

京都市長 門川 大作

第1条 別表第1項中「事業所税の更正の請求をする場合の」の右に「同条第3項に規定する」を加え、第2項中「地方税法第317条の2第7項」を「地方税法第317条の2第8項」に改め、第7項中「第4項、第5項及び第24項から第28項の規定」を「第4項及び第19項から第23項の規定」に改め、第17項中「京都市市税条例施行細則第4条の8」を「京都市市税条例施行細則第4条の9」に改め、別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

番号	申請等
1	地方税法第20条の9の3第1項又は第2項の規定により宿泊税の更正の請求をする場合の同条第3項に規定する更正請求書の提出
2	京都市宿泊税条例第9条の規定による同条の申告書の提出
3	京都市宿泊税条例第12条第1項の規定による同項の納入申告書の提出
4	京都市宿泊税条例施行規則第5条第3項の規定による同項の申請書の提出

第2条 別表第1第2項中「地方税法第317条の2第8項」を「地方税法第317条の2第9項」に改める。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から実施する。ただし、第2条の改正規定は平成32年1月1日から実施する。

(行財政局税務部税制課)